

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日にA会社に採用され、B県C市所在の同社C工場（以下「事業場」という。）において技能職として生産設備の保全業務等に従事していた。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日にフォークリフト上で腰を約90度曲げて、チェーンをつなぐ作業をしていた際、後ろにいた同僚から「とっとと付けろ」と突然怒鳴られたことで腰を痛み、さらに同月〇日に上司の指示により液体の入ったバケツ（18ℓ）を5、6回運び捨てる作業を行ったことで腰の痛みが再発したなどとしている。

その後、請求人は平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの約3年半腰痛で休業しており、その後復職したものの、同年〇月〇日から再度休業している。また、請求人は、この間に複数の医療機関に受診しており、平成〇年〇月〇日にD整形外科クリニックに受診し「腰椎捻挫後慢性腰痛」（以下「本件疾病」という。）と診断されている。

請求人は、本件疾病は平成〇年〇月〇日に腰に強い力が加わったことを契機に、腰に負担のかかる作業を繰り返したため腰痛を繰り返し、いわゆるギックリ腰を何度か繰り返した末に慢性の腰痛になったもので、業務上の疾病といえるとして、監督署長に平成〇年〇月〇日からの療養補償給付及び平成〇年〇月〇日から平成

○年○月○日までの期間に係る休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、本件疾病は業務との相当因果関係が認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

（略）

## 第3 原処分庁の意見

（略）

## 第4 争点

本件の争点は、請求人の本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

（略）

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の実事の認定

（略）

### 2 当審査会の判断

請求人らは、請求人が平成○年○月○日のウェイトチェーン作業において腰を痛めた後、その後約16年間（約3年半の休職期間を含む。）にわたる事業場内の諸作業が原因で腰痛に至ったとして、業務上の災害である旨主張している。

当審査会としては、請求人らの主張する腰痛がこれら諸作業に起因して発症したものと認められるか否かについて、「業務上腰痛の認定基準等について」（昭和51年10月16日付け基発第750号。以下「認定基準」という。）に基づき、以下のとおり検討する。

- (1) 平成○年○月○日のウェイトチェーン作業により腰を痛めたとの主張は、その作業状態等から、認定基準の「災害性の原因による腰痛」及び「災害性の原因によらない腰痛」のいずれにも該当せず、請求人らの主張は認められない。また、請求人が翌日に診察を受けたとする事業場内診療所の診療券の存在は認められ

るものの、請求人の腰の症状など客観的な医証等が確認できないため、請求人らの主張は採用できない。

- (2) 廃液運搬作業、水捨て作業及びスキットの運転作業についても、請求人の申述からも「災害性の原因による腰痛」に該当しないものと判断され、「災害性の原因によらない腰痛」として検討するも、腰部に負担のかかる業務として認定基準に列挙されている「おおむね20kg程度以上の重量物又は軽重不同の物を繰り返し中腰で取り扱う業務」等に該当しないと判断できることから、請求人らの主張は採用できない。

また、給油作業について、請求人らは、再生油の入った18ℓ入り容器を片手で1つずつ両手で36ℓを持つことがあった旨主張しているが、請求人は、2つ以上持つときは台車を使用したとも述べており、上記同様、請求人らの主張は採用できない。

- (3) シャフトメインでの加工作業について、請求人らは、重量があり肩を痛め、肩をかばったため不自然な姿勢になり腰痛の原因になった旨主張している。加工部品の重量は、1本5kgから7kgであり、機械にセットするのに不自然な体勢をとる必要も認められていない。したがって、「災害性の原因によらない腰痛」として検討するも、腰部に負担のかかる業務として認定基準に列挙されている「腰部にとって極めて不自然ないしは非生理的な姿勢で毎日数時間程度業務」等に該当しないものと判断する。

- (4) 平成〇年頃のギア加工作業について、請求人は、当時のパレットは床に直置きされていたことから、腰を深く曲げる必要があった旨主張している。仮に、請求人の主張どおり、パレットは直置きで、腰を深く曲げる必要があったとしても、パレットの重量は、請求人によると、2kg程度のギアが複数入って20kg程度になっていたとされ、パレットを床に下ろす作業は1日20回くらいであったとされている。したがって「災害性の原因によらない腰痛」として検討するも、その体勢及び作業量から判断すると、認定基準の「おおむね20kg程度以上の重量物又は軽重不同の物を繰り返し中腰で取り扱う業務」に該当するとはいえない。

- (5) パレットを押す作業について、請求人は、現在とは状況が違い度々引っかけり、とても軽作業といえるものではなく、腰に負担をかけるものであった旨主張している。当該作業は、請求人が平成〇年〇月〇日から約3年半休職し、平成〇年〇月〇日に職場復帰したときの作業であるが、請求人は、約2週間後の同月〇日に

ぎっくり腰になったとしている。請求人の上司であるEからの電話聴取書において、「請求人は職場復帰したばかりで軽作業に従事していた。クランクシャフトの加工ラインで、ローラーコンベアーの上に400から800kgの素材が乗っているパレットを手で押す作業をしていた。少しやる度に腰が痛くなったと言うため、その時は書類の整理をさせるようにした。」と述べており、事業場としても請求人の負担を軽減させる一定の配慮がみられる。当審査会としては、請求人から災害があったとの主張もされていないことから、「災害性の原因によらない腰痛」として検討するも、長期間の休職後に2週間程度の上記業務により腰痛を発症したとする経過等からみると、業務によるものとは認められない。

- (6) 請求人らは、請求人の腰痛について、個別的には小さなことで腰痛に至らなくても、それらを複合的に長期間行うことによって腰痛になることもある旨主張している。

認定基準においては、「災害性の原因によらない腰痛」として、「重量物を取り扱う業務」または「腰部に過度の負担のかかる作業様態の業務」に長期間（おおむね10年以上）にわたって従事したことにより、通常に加齢による骨の変化の程度を明らかに超えた骨の変化を原因として発症した腰痛は、労災補償の対象とされているが、請求人の諸作業は、同基準に該当しないことはこれまで述べたとおりである。また、請求人が腰痛の端緒としたウェイトチェーン作業から約16年7か月経過後に受診し、本件疾病を診断したF医師は、意見書において、「X線上、腰部腰椎に軽い側湾あり。変形性変化は少ない。神経学的にもX線学的にも著明な所見がない。」と述べている。さらに、G医師は、意見書において、「傷病名：腰椎椎間板症（変性疾患）、X線画像（2010.01.09）：L2/3，L5/S 椎間に椎間板腔狭小化と骨棘を認めた。労務災害等外傷による所見は明らかでない。また、災害性の原因によらない腰痛症として、腰部に過度の負担となる業務状況とは判断できない。」と意見している。

当審査会としても、念のため、D整形外科クリニックで撮影した請求人のX線画像を読影したところ、骨の変化はほとんど認めなかった。したがって、当審査会としては、請求人の主張する諸作業は、認定基準に該当するとはいえず、X線画像等の医証からも通常に加齢による骨の変化の程度を明らかに超えた骨の変化が認められていないことから、当該業務に長期間にわたって従事したことにより発症した腰痛といえず、請求人の主張は採用できない。

なお、請求人らは、事業場の仕事をしていなければ腰痛になどなっていないのであるから、業務上の災害にあたる旨主張しているが、腰痛は様々な要因により日常生活においても発症するものであることからすると、請求人の業務と本件疾病との間に相当因果関係が存在すること、言い換えると、業務が相対的に有力な原因となっているといえない以上、請求人らの主張を認めることはできない。

(7) 以上のとおり検討した結果、本件疾病は、認定基準の「災害性の原因による腰痛」及び「災害性の原因によらない腰痛」のいずれの要件にも該当せず、業務上の事由によるものとは認められない。

3 以上のとおりであるから、請求人の本件疾病は業務上の事由によるものであるとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。